

平成 22 年 5 月 31 日現在

研究種目：基盤研究 (C)

研究期間：2007～2009

課題番号：19610005

研究課題名 (和文) 国際通商法秩序の変容についての研究

研究課題名 (英文) A Study of Challenges of International Trade Law Order

研究代表者

柳 赫秀 (Y00 HYUCK-S00)

横浜国立大学・大学院国際社会科学部・教授

研究者番号：90220516

研究成果の概要 (和文)：受給期間中 33 回の研究会を開き、研究代表者・分担者だけでなく、研究会参加者の間で国際通商法秩序の現状と課題について理解を含めると同時に、その成果を同タイトルの本にまとめるべく作業を行っている。

研究成果の概要 (英文)：With 33times study group meetings during 3 years, common understanding about the present state of the international trade law order and its Challenges has been expanded and deepened among us. Now a book with same title as this project will be supposed to be published within this academic year.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
平成 19 年度	1,300,000	390,000	1,690,000
平成 20 年度	1,200,000	360,000	1,560,000
平成 21 年度	900,000	270,000	1,170,000
年度			
年度			
総計	3,400,000	1,020,000	4,420,000

研究分野：社会秩序学

科研費の分科・細目：社会秩序学

キーワード：国際通商法 国際秩序 人権 開発途上国 ドーハーラウンド 国際投資法

## 1. 研究開始当初の背景

研究代表者柳と研究分担者荒木は、以前から諸外国に比べて、日本における国際通商法研究が必ずしも活発でないことを憂えてその方策を考えていたところ、2005 年 2 月から国際経済法研究者・実務家らと「国際経済法研究会」を立ち上げ、理論と実務を架橋しながら、国際通商法分野における若手研究者を育成するという目標を掲げて頑張ってきたところ、2 年あまりの「国際経済法研究会」の

これまでの蓄積に基づき、より体系的に国際通商法についての研究を行うべく、国際経済法、国際法、国際関係論、地域秩序研究者たちに広く呼び掛けたところ、大方の賛同を得て、本科研費の申請に漕ぎつけることになったのである。

## 2. 研究の目的

本研究の目的は、1995 年 1 月 1 日設立された世界貿易機構 (WTO) に体表される国際通

商法秩序が、一方では、その規律対象を大幅に拡大しただけでなく（水平的拡大）、各加盟国の国内法秩序に切り込むような働き（垂直的拡大）を見せ始めることから起こっている、WTO「立憲化」(constitutionalization)議論に集約されるどころの、ますます「複合化レジーム」の性格を帯びつつある現在のWTOレジームの性格をいかに規定し直すかという課題に取り組む傍ら、他方では、①いまやWTO構成国の多数を占めるようになった開発途上国の発言力増大のもたらす葛藤、②先進工業国による新自由主義的な開発の処方箋の押し付けに対する市民社会からの異議申し立て、③WTOレジームに代表される多角主義と併存する形での、地域主義の蔓延という三つの挑戦にさらされながら大きく変貌を遂げつつある国際通商法秩序について多面的・体系的・学際的な分析を行うことである。

### 3. 研究の方法

毎月の研究会において、研究代表者及び研究協力者による研究報告及びWTO判例の評釈を行いながら、国内外の大学、関係省庁、専門弁護士、及び国際通商法分野の実務家を招聘し、講演会及び報告会を開催し、定期的に研究成果についての意見交換を行った。特に、2009年2月12日には中国、インド、オーストラリアからWTO専門家を招いて「ドーハ・ラウンドの現状」というタイトルで討論会を開催した。そして、数回研究成果のまとめについての会合及意見交換を行い、何らかの形で「形」にすることで合意した。

○研究分担者たちの研究報告は以下の通りである。

2007年6月14日、伊藤一頼、【判例評釈】

EC/GSP 事件

2007年7月12日、大矢根聡、「国際関係論から見た GATT・WTO」

2008年3月18日、李 弘杓、「WTO 加盟後の中国の開発戦略について」

2008年5月15日、柳 赫秀、「S.M.Pekkanen, Japan's Aggressive Legalism: Law and Foreign Trade Politics Beyond the WTO (Stanford University Press, 2008)を読む」

2008年10月9日、川瀬剛志、「投資協定における経済的セーフガードとしての緊急避難—アルゼンチン経済危機にみる限界とその示唆—」

2009年5月14日、伊藤一頼、【判例評釈】「差別的特惠制度をめぐる最近の動向—EC パナナ事件 21.5 条手続とその後—」

○国内の著名な専門家の発表は以下の通りである。

2008年11月13日、森田清隆氏（日本経済団体連合会産業本部主事）、「地球温暖化問題とWTO」

2008年12月11日、北沢洋子氏（国際問題評論家）、「WTOと市民社会」

2009年4月16日、奥村裕一特任教授（東京大学公共政策大学院、元財務省）、「APEC から CEPEA へ」

2009年9月17日、八木信行教授（東京大学、農水省）、「エビ・カメ上級委とマグロ・イルカ」

2009年12月10日古谷徳郎氏（外務省）、「サービス貿易交渉：WTO を中心とする現在のサービス貿易交渉の中における幾つかの論点」

○外国の研究者を招いての研究会は下記の通りである。

2008年2月14日、Dr. Brett Williams (Senior Lecturer, The University of Sydney) , "Does Japan's Participation in WTO Reinforce or Undermine the Principles of the WTO system"

2009年7月23日、王衡助教授（西南政法大学国際法学院）、「Extension of the WTO plus Comment Obligations: A Possible Way of Enhancing Business Participation in the World Trade System?」

2009年11月18日、Prof. Joel P. Trachtman (Tufts University), "The International Law of Economic Migration"

○それから2009年2月12日「ドーハ・ラウンドの現状」討論会参加者は、傅星国(Fu Xingguo)中国司長(商務部 WTO 担当課長)、Biswajit Dhar インド外国貿易研究所長、Zaman 豪州マッコーリー大学講師の3人である。

### 4. 研究成果

次の二つのことを挙げる事が出来よう。

1) 3年間の科研費受給期間中、8月を除いては、ほとんど欠かさず年11回ペースで研究会を開いて議論を重ね（詳しくは国際経済法研究会のホームページ (<http://www2.igss.ynu.ac.jp/~ielaw/index.htm>)を参照)、本研究費の目的である国際通商法秩序の現状及び課題についての理解を深めた。その研究会には、本研究費の研究代表者及び研究分担者、国内外の大学、関係省庁、専門弁護士、及び国際通商法分野の実務家が参加しただけでなく、常に国際経済法研究を目指す若手の研究者たちが、関東地方だけでなく、日本全国から参加して研究会の意義を高めてくれた。

そして、これまでの研究の成果を一冊の本にまとめることを決め、本のタイトル（仮）を

『国際経済秩序の変容についての研究—WTO体制の現状と課題を中心に』にして、今日の世界経済の危機状況の中におけるWTO体制の15年の多面的な評価を、学者と実務家の共同作業として、専門の垣根をこえた学際的な研究を試みるつもりである。そのために、すでに出版社との話し合いを終えて、研究代表者柳と研究分担者荒木が研究成果物の編集作業を受け持ち、本研究費の研究代表者・分担者だけでなく、3年間の研究会に参加してきた人々にも執筆の依頼を行い、現在原稿が集まりつつある。諸般の事情で研究費終了時までの出版という当初の目標には間に合わなかったが、目下2010年度中の出版を予定し、作業を進めている。

2) 本研究費の成果の一つとして挙げておきたいのは、受給期間の3年間で2005年2月にスタートした「国際経済法研究会」の定着期間でもあったことである。

国際経済法研究会は日本で国際経済法分野に特化して続いている唯一の研究会としていまやほぼ定着していると言ってもいいと思われる。何よりも日本中で国際経済法を研究している若手研究者の中のかなりの方々が出来るだけの時間を作って、費用の安い夜行バスに揺られながら、全国から研究会に参加している。本研究費の受給により、このような研究会がしっかりと根を下ろし、国際経済法分野における有意義な研究報告がほぼ毎月行われ、国際経済秩序・法についての研究が深められ、若手を含む研究者たちの知識共有の場として機能するようになったことは非常に意義深いことではないであろうか。

その意味でも、今回の研究費の成果は必ず形としてまとめておきたいと考えている。せっかく3年間の受給期間を活用してこれだけの研究報告、判例評釈、討論会等が行われたものだから、本研究費参加者たちはもちろん、研究会に参加してくれた方々にも声をかけて成果物を世に出したい。

残念なことは、2010年度からの科研費の継続申請が採択されず、本研究を科研費の支援の下で続けることが出来なかったことであるが、これにめげず今後も「国際経済法研究会」を続けながら捲土重来を期したい。本研究の意義と重要性は、国際経済法研究会の意義と重要性とオーバーラップするところ大であるが、いずれにしても日本の国際経済法学及びWTO研究の一層の向上という目標に向けて引き続き邁進していくつもりである。

## 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計3件)

- ① 伊藤一頼、貿易措置による人権の保護促進の可能性—多元化した国際法秩序における横断的課題への対応 (特集 国際経済法と国際人権法の交錯)、法律時報、査読無、82(3)、2010、pp.20-25、
- ② 荒木一郎、投資協定仲裁判断例研究(3) 緊急避難を理由とする投資規制の正当化が認められた例、JCA ジャーナル、査読無、56(12)、2009、pp.2-7、
- ③ 川瀬剛志、世界金融危機後の保護主義とWTO—多国間通商協定によるガバナンスの役割、実効性および課題、法律時報、査読無、81(11)、2009、pp.80-86、

[学会発表] (計1件)

- ① 椛島洋美、APECにおける経済・技術協力の含意、九州大学法政学会、2010年03月05日、九州大学、

[その他]

ホームページ等

<http://www2.igss.ynu.ac.jp/~ielaw/index.htm>

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

柳 赫秀 (YOO HYUCK-SOO)  
横浜国立大学・大学院国際社会科学  
研究科・教授  
研究者番号：90220516

### (2) 研究分担者

荒木 一郎 (ARAKI ICHIRO)  
横浜国立大学・大学院国際社会科学  
研究科・教授  
研究者番号：00361874

椛島 洋美 (KABASHIMA HIROMI)

横浜国立大学・大学院国際社会科学  
研究科・准教授  
研究者番号：20336043

### (3) 連携研究者

李 弘杓 (LEE PYO)  
九州大学・法学部・准教授  
研究者番号：50324380

伊藤 一頼 (ITO KAZUYORI)

静岡県立大学・国際関係学部・講師  
研究者番号：00405143

大矢根 聡 (OYANE SATOSHI)  
同志社大学・法学部・教授  
研究者番号：40213889

川瀬 剛志 (KAWASE TSUYOSHI)  
上智大学・法学部・教授  
研究者番号：60275302